官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二九八）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百九十八号）（内閣府本府）

1　令和八年熊本地震による激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

(1)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4)　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年九月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十八号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「まで」の下に「、第十六条、第十七条、第十九条、第二十二条」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之